

盛岡広域振興局 I T 連携コーディネーター派遣実施要領

1 事業の趣旨

盛岡広域振興局管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）の中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの）又は個人事業者等が生産性向上、業務効率化又は販路拡大等を目的としたデジタル技術の導入を検討する際、I T 連携コーディネーターを派遣（オンライン面談を含む。）し、デジタル技術の導入に係る助言等の支援を行うもの。

2 I T 連携コーディネーターの派遣先

I T 連携コーディネーターを派遣する先は、次の事業者等とする。

- （1）盛岡広域振興局管内に主たる事業所を設置する中小企業者及び個人事業者
- （2）盛岡広域振興局管内に所在する支援機関等（以下「支援機関」という。）からの派遣要請があった上記（1）の事業者
- （3）支援機関が開催するセミナー、相談会及び商談会

3 I T 連携コーディネーター支援内容

I T 連携コーディネーターが支援するデジタル技術の導入は、以下のとおり。

- （1）会計等に関する I T ツールの導入
- （2）SNS やホームページ等を活用した企業、事業又は商品・サービスの P R
- （3）その他、事業活動におけるデジタル技術の導入

4 I T 連携コーディネーター派遣手続き

- （1）I T 連携コーディネーターの派遣を受けようとする者（以下「派遣要請者」という。）は、様式 1 「盛岡広域振興局 I T 連携コーディネーター派遣申込書」を岩手県盛岡広域振興局経営企画部（以下「経営企画部」という。）担当あてに提出する。
- （2）経営企画部は、派遣要請者の派遣依頼内容及び派遣による効果（生産性向上、業務効率化又は販路拡大等）が期待されるか等を審査のうえ、派遣の可否を決定する。
- （3）経営企画部は、派遣に際して適当と思われる I T 連携コーディネーターを選定する。
- （4）派遣日程は、派遣要請者の希望と I T 連携コーディネーターのスケジュールを経営企画部が調整して決定する。
- （5）派遣当日は、原則、経営企画部職員が I T 連携コーディネーターに同行する。また、支援機関が派遣を要請する場合には、原則、当該支援機関の担当者も同行すること。

5 経費の負担

I T 連携コーディネーターの派遣に要する経費（旅費、報償費）は、原則、経営企画部が負担する。ただし、派遣回数は、同一事業者に対し、年度内 3 回（1 回あたり 2 時間程度）を上限とする。

6 その他

派遣による支援効果を把握するため、派遣後にアンケート調査を実施する場合があること。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。